

統計表の項目の説明

番号	項目	説明
1	事業所 (卸売業・小売業事業所)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年2月1日現在の数値です。 ・原則として一定の場所（一区画）を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいいます。
2	卸売業	<ul style="list-style-type: none"> ・主として次の業務を行う事業所をいいます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所。 (2) 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所。 (3) 主として業務用に使用される商品〔事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建設材料（木材、セメント、板ガラス、かわらなど）など〕を販売する事業所。 (4) 製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（主として管理事務のみを行っている事業所を除きます）。 例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所とします。 (5) 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所。 なお、修理料収入額の方が多くても同種商品を販売している場合は、修理業とせず卸売業とします。 (6) 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所（代理商、仲立業）。 「代理商、仲立業」には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれます。
3	小売業	<ul style="list-style-type: none"> ・主として次の業務を行う事業所をいいます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所。 (2) 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所。 (3) 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所。 なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とします。 ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業〔大分類Rーサービス業（他に分類されないもの）〕とし、修理のた

		<p>めに部品などを取り替えても商品の販売とはしません。</p> <p>(4) 製造小売事業所（自店で製造した商品とその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）。</p> <p>例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局などです。</p> <p>(5) ガソリンスタンド</p> <p>(6) 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ販売の事業所など）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所。</p> <p>(7) 別経営の事業所</p> <p>官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類します。</p>
4	従業者及び就業者	<p>・平成24年2月1日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいいます。</p> <p>従業者とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「他からの出向・派遣従業者」を合わせ、「従業者・臨時雇用者のうち他への出向・派遣従業者」を除いたものをいいます。</p> <p>(1) 「個人業主」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者をいいます。</p> <p>(2) 「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けず、常時従事している者をいいます。</p> <p>(3) 「有給役員」とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている者をいいます。</p> <p>(4) 「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」と呼ばれている者で次のいずれかに該当する者をいいます。</p> <p>ア 期間を定めずに雇用されている者。</p> <p>イ 1か月を超える期間を定めて雇用されている者。</p> <p>ウ 平成23年12月、平成24年1月のそれぞれの月に18日以上雇用された者。</p> <p>(5) 「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいいます。</p> <p>(6) 「他からの出向・派遣従業者」とは、別経営の事業所から出向・派遣されている者をいいます。</p>

		<p>(7) 「従業者・臨時雇用者のうち他への出向・派遣従業者」とは、従業者及び臨時雇用者のうち、別経営の事業所へ出向・派遣している者をいいます。</p> <p>(8) 「パート・アルバイトなどの8時間換算雇用者数」とは、パート・アルバイトなどの従業者について平均的な1日当たりの労働時間である8時間に換算したものです。</p>
5	年間商品販売額	<p>・平成23年1月1日から平成23年12月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいいます。したがって、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めません。</p> <p>商品売買に関する仲立手数料収入を除く卸売の商品販売額に小売の商品販売額を加えることにより算出しました。</p> <p>《その他の収入額》</p> <p>・平成23年1月1日から平成23年12月31日までの1年間の商品販売に関する修理料及び仲立手数料、製造業、飲食部門、サービス業などの商業活動（商品販売額）以外の事業による収入額を合計したもので、上記の年間商品販売額には含みません。</p>
6	商品手持額	<p>・平成23年12月末現在、販売目的で保有しているすべての手持商品額（仕入時の原価による）です。</p>
7	売場面積 (小売業のみ)	<p>・平成24年2月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積〔食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、他に貸している店舗（テナント）分は除きます。〕をいいます。</p> <p>なお、牛乳小売業（宅配専門）、自動車小売業（新車・中古）、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業（宅配専門）の事業所については売場面積の調査を行っていないため、不詳です。</p> <p>また、店頭販売を行っていない事業所（訪問販売、通信・カタログ販売、インターネット販売、自動販売機による販売）はゼロで集計しています。</p>

- ※ 全国の数値等については、総務省及び経済産業省のホームページに掲載されています。
 総務省統計局のホームページ <http://www.stat.go.jp/data/e-census/2012/index.htm>
 経済産業省のホームページ <http://www.meti.go.jp/statistics/index.html>
- ※ 各種統計調査の統計表を、「広島県の統計」のホームページに掲載しています。
 ホームページアドレス <http://toukei.pref.hiroshima.lg.jp/index.html>

【問い合わせ先】 広島県 総務局 統計課 商工統計グループ
〒730-8511 広島市中区基町 10-52
TEL (082) 513-2542 (ダイヤルイン)